

新婚世帯定住促進助成金

丸亀市への若者の定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るために、本財団の少子化対策事業の婚活イベントにより婚姻した新婚夫婦で、丸亀市に引き続き3年以上定住する意思がある新婚夫婦に対して定住促進助成金を交付します。

お祝い金 5万円

新婚夫婦1組につき

- 対象者
 - ✓ 本財団主催の婚活イベントにより婚姻した新婚夫婦
 - ✓ 丸亀市に定住する意思がある夫婦
 - ✓ 市税等、滞納がない夫婦
 - ✓ 今までに給付を受けた者との婚姻でない夫婦
 - ✓ 満50歳未満の夫婦
- 申請期間
 - ✓ 婚姻日から1年間
- 提出書類
 - ✓ 新婚世帯定住促進助成金交付申請書
 - ✓ 戸籍謄本
 - ✓ 住民票（謄本）
 - ✓ 誓約書
 - ✓ 新婚世帯の納税証明書

お問合せ先

公益財団法人丸亀市福祉事業団
福祉関連事業部 少子化対策事業担当
TEL 0877-23-1091
<http://www.mcf1976.org>